

戦前における発電用水利使用手続と地元諮問制度*

—木曽川筋の水力開発と風景美保存をめぐる—

The Local Government Deliberation System concerning the Concession of the Water Right for
Hydroelectric Power Plant before World War II —Regarding the Conflict with Water Power
Development and Scenic Beauty in Kisogawa-River—

昌子住江**

by Sumie SHOJI

木曽川筋の発電所や関連施設には、桃介橋や読書発電所など現在もその機能を果たすと同時に景観的にも優れた施設が多い。大正の初期ここに水力発電を起す際には、既存権益との摩擦や『寝覚ノ床』に代表される木曽川沿いの風景美保存をめぐる地元にはかなり激しい反対運動があった。当時発電水利使用の許可（特許）にあたっては、地方庁令によって地元の意見を聴取する制度があった。長野県にはこの地元諮問制度があり、その項目として既設水利事業や漁業、流木等のほか名勝旧蹟に及ぼす影響も含まれていた。本研究ではこの地元諮問制度の特徴、機能等について調べ、優れた土木遺産が残されたこととの関連を検討する。

1. はじめに

木曽川の流域には大正の初期から多くの水力発電所が建設されてきた。木曽は多雨地帯の上、流れる川は急流で水勢が強く、地盤は固い花崗岩で谷が深く川幅は狭いため、発電所建設には極めて良い立地条件を備えていた。一方明治30年代以降の高圧による遠距離送電技術の開発は、1907（明治40）年桂川水系山梨県駒橋発電所から東京まで遠距離送電に成功したことを契機に、水力開発地と電気の需要地との距離の問題を解決していった。さらに日露戦争後の石炭価格の高騰で、水力発電のコストが火力発電のコストを下回ったことも手伝って水力資源開発の気運が高まった。木曽川沿いの水力開発が本格化した背景にはまた、中央線の開通により建設資材の運搬が一層便利になったこともあげられる。

しかしながら河川の流水を利用して水力発電を起す場合は、灌漑、舟筏、漁業等他種の水利との調整が必要になってくる。古来檜の良材を産出していた木曽川流域では、「川狩」という方法で木材を搬出しており、明治以降皇室の御料林となっても木材の流下による搬出方法は変わらなかった。したがって、特に流材問題は木曽川水力開発の最大の障害といわれた。また地元町村でも水利権問題と古くから天下の名勝といわれた木曽川沿いの風景美保存が問題となり、激しい反対運動が起きた。こうした中で建設された賤母、桃山、読書の各発電所は景観にも配慮した設計となっており、読書発電所とその資材運搬用につけられた桃介橋は文化庁の近代化遺産に指定された。¹⁾

水力発電水利使用に当たっては、企業家は地方長官（県にあっては県知事）と通信省に許可申請をしなく

* keywords : 発電水利使用の特許、地元諮問制度、風致、大正期

**正会員 工博 関東学院大学工学部土木工学科
(〒236 横浜市金沢区六浦町4834)

てはならない。その際、地方庁令（県にあっては県令）にもとづき地元市町村や水利組合に意見を求めることがある。前記の発電所が位置する長野県はこうした地元諮問制度を持っていた。その諮問項目は、1. 灌漑その他の水利事業に及ぼす影響、2. 舟筏の通行、流木及び漁業に及ぼす影響、3. 名勝旧蹟に及ぼす影響、4. その他必要事項、となっていた。

本研究では、特に大きな争点となっていた風景美保存に焦点をあてながら、地元諮問制度の根拠、運用等について明らかにしながら、現在に残るこれらの発電施設が建設されたこととの関連について考察する。

2. 木曽川における水力開発の歴史

水力発電に好条件を備えていたため、明治末より木曽川及びその支流には多くの企業家が発電用の水利権獲得を目指した。大正期に入ると「一河川一会社主義」を掲げる福沢桃介と、彼が率いる大同電力に集中するようになった（図1）。福沢桃介は福沢諭吉の女婿で、電力事業に賭けるべく名古屋電燈株式会社に入社した後、前述の木曽川「川狩」問題を中央線の各駅に森林鉄道を敷設することで解決を図り、木曽川全河水活用に近づいていった。1921（大正10）年日本水力、大阪送電と合併して設立した大同電力株式会社は、戦時期の国策会社日本発送電を経て現在の関西電力株式会社となった。²⁾

大同電力は、1909（大正8）年賤母発電所を皮切りに（ただしこの時は前身の木曽電気興業株式会社）、大桑、須原、駒ヶ根（桃山と寝覚に分割、この件については後述）、読書の各発電所計画し実現していった。

表1 戦前に建設された木曽川水系の発電所

（出典：『南木曽町誌』通史編 p. 901

にもとづく）

区分	発電所名	形 式	認可最大出力	運 転 開 始	地図番号
㊤	新 開	水 路 式	1,200KW	T. 8. 4	7
㊤	賤 母	〃	16,300	8. 7. 10	24
〃	大 桑	〃	12,100	10. 3. 31	14
〃	須 原	〃	10,000	11. 5. 20	12
〃	桃 山	〃	24,600	12.11.25	11
〃	読 書	〃	42,100	12.12.25	20
㊤	大 井	ダム水路式	48,000	13.11.28	28
㊤	田 光	水 路 式	2,150	13.12.17	17
〃	閼 川	〃	1,200	14.11. 9	22
〃	落 合	ダム水路式	14,700	15.11.29	27
〃	与 川	水 路 式	1,760	S. 2. 1.19	19
〃	橋 場	〃	1,800	4. 2. 14	18
〃	妻 籠	〃	2,800	9.12. 1	23
㊤	笠 置	ダ ム 式	41,700	11.11.27	
㊤	日 之 沢	水 路 式	1,200	12. 6	6
㊤	相 之 沢	〃	6,100	13. 3.12	16
〃	寝 覚	〃	35,000	13. 9.21	9
㊤	城 山	ダム水路式	1,300	13.10	8
㊤	今 渡	ダム式	20,000	14. 3.28	
㊤	常 盤	ダム水路式	14,600	16. 7.31	5
㊤	兼 山	〃	39,000	18. 8.16	
㊤	三 浦	ダ ム 式	7,700	20. 1	1
〃	御 岳	水 路 式	66,000	20. 6	3

注 ○出力は現在の数値である。

凡例 ㊤……中部電力㈱

㊤……関西電力㈱ 木曽電力所管内

○……〃 今渡電力所管内

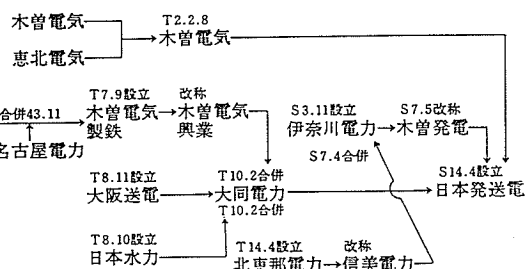


図1 木曽川にかかわる電力会社の沿革

（出典：『南木曽町誌』通史編 p. 685）

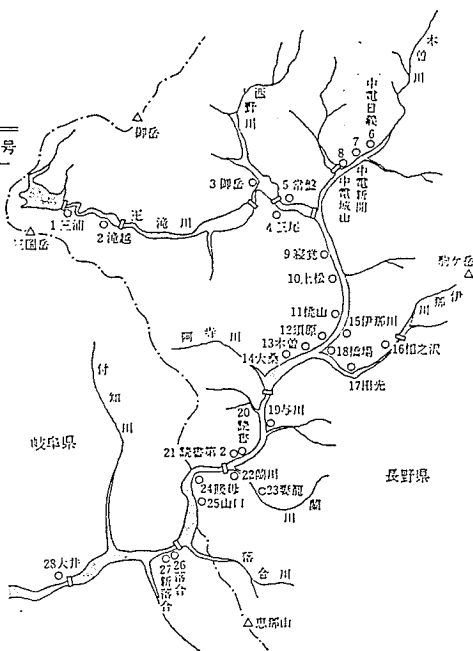


図2 木曽川水系発電所位置図

（出典：『南木曽町誌』通史編 p. 900）

賤母発電所建設時には流木問題は解決の方向が見えていたが、風景を害するとの反対意見はなお強かったため、会社側も発電所右手には小公園を配し（写真1）、水路付近の土砂捨場跡の河畔にも桜を植え楓を移植して、かえって風景美を増そうとする意気込みを見せた。³⁾

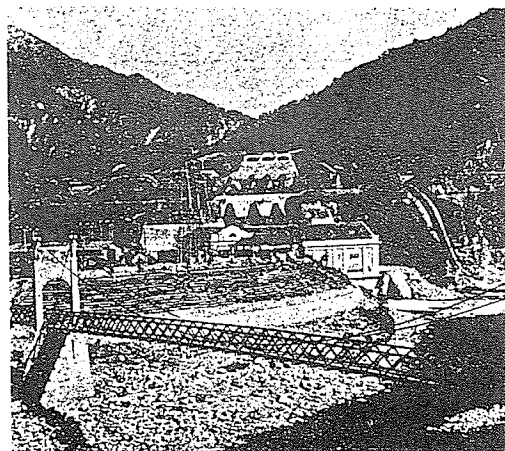


写真1 賤母発電所と賤母公園
（出典：『賤母水力』木曾電気興業株）

3. 長野県発電水利使用規則と風景への配慮

－発電水利使用特許申請と地元諮問制度－

発電用の水力のように、河川流水を特別に使用する場合は、河川法（本研究の時期においては1896-明治29年の旧法）の第17条、第18条により地方行政庁（すなわち河川管理者たる知事）から特別使用の許可を受ける必要がある。河川法上は許可となっているが講学上の特許（特定人に独占的に利益を与えるもの）にあたり、知事の自由裁量処分であると解されていた。⁴⁾

一方1909（明治42）年訓令第1号「発電ノ原動力ニ供スル水力発生ノ為願セル水ノ使用許可稟伺方」により通信大臣にも許可を求めることになっているが、本研究の関連上河川法上の許可を対象として話を進める。水利使用の許可（特許）をなすにあたっては、既存権益との調整が問題になる。したがって、地方庁令（県ならば県令）によって、地元市町村や水利組合等に諮問すべきことを定めている場合がある。

制度の趣旨は、水利権の設定と既存権益との調整は補償問題と関連するので、⁵⁾これにかかわる計画も検討する必要があることを踏まえて、そのための場を設けたことにある。しかし出願すれば必ず許可されるという保障もないので、行政上の取り扱いとしては、それぞれの対応に関する概略を示せば良いことになっている。⁶⁾また、既存の水利権を侵害するような知事の発電水利使用特許は違法であるが、地方庁令に反して地元諮問なしに特許処分をしても無効とは言えず、この理由のみで取消することもできないというのが通説である。⁷⁾

長野県では、1897（明治30）年に河川取締規則（県令第52号）を設け河水の引用等に対応してきたが、県内における水力発電事業の勃興に合わせ、⁸⁾1910（明治43）年水力電気ノ発生ニ供スル河水引用手続（県令第15号）、さらに1907（大正6）年発電水力使用規則（県令第37号）を制定した。

発電水力使用規則では、知事への許可申請に当たって提出すべき資料の中に、「第1条4、起業ト治水其ノ他公益事業等トノ関係事項 イ、灌漑其ノ他既許可ノ水利事業ニ及ボス影響及之関スル施設ノ大要 ロ、舟筏ノ通航、立木及漁業ニ及ボス影響並之ニ関スル施設ノ大要 ハ、名勝旧蹟等ニ及ボス影響及之ニ関スル施設ノ大要（以下略）」として、「名勝旧蹟」の文言で風景美への配慮が示されている。

1921（大正10）年発電水利使用規則は全面改正され（県令第51号）、第1条電気発生ノ目的で河水使用許可を求めるものが提出すべき資料として、「第1条2 起業ト公益事業トノ関係調査」があり、名勝旧蹟に関する事項は更に詳しくなっており、「名勝旧蹟等ニ及ボス影響ノ程度並之ニ関スル施設ノ大要 本事業ノ為名勝旧蹟等ニ影響ヲ及ボスコトナシ又ハ発電所付近ニ何々アリ其ノ風致ヲ損スルノ虞アルヲ以テ付近ニ植樹又ハ何々張芝ヲ為ス等」（第2号様式）と影響調査と対応策を示すよう規定されている。⁹⁾ 発電水利使用規則には明文をもって地元市町村等に意見を求める旨を規定してはいないが、こうした既存権益や名勝旧蹟への配慮については行政実例として地元への諮問が行われていたようで、『南木曾町誌』資料編には「大正十年 読書村長柿其川発電水力使用回答書」には、1. 灌漑その他水利事業に及ぼす影響、2. 舟筏の通航、立木及び漁業に及ぼす影響、3. 名勝旧蹟に及ぼす影響、4. その他の各項目に関する答申が記載されてい

る。¹⁰⁾ なお、『南木曾町誌』通史編には1910（大正9）年蘭川第二発電所の建設に際し、吾妻村が「この発電計画は河水を枯渇させ風致を害することが多いから、許可しないように」と県に回答し（中略）この時は、第二発電所は許可されなかった」（p. 697）という事例が掲載されている。これ以上資料がないので詳細な事情はわからないが、風致を理由とした地元の意見を県が容れたと思われる。

4. 名勝『寝覚ノ床』と桃山発電所建設の場合
木曾川の『寝覚ノ床』は浦島太郎伝説でも知られる景勝地であるが（写真2）、この上流部から水を引いて水路式発電を起こそうとする計画は、1907（明治40）年すでに当時の日本電力株式会社総代関清英が県知事に出願し許可を得ていた（当時は「駒ヶ根水力」）。

しかし実際には工事着手はされず、実現にむけて動き出したのは、この水利権が名古屋電力に譲渡され、後に木曾電気興業となって福沢桃介の手中に収まってからである。発電所建設が現実のものとなったのは1921（大正10）年になってからのようであるが、『寝覚ノ床』の上流から取水し下流に排出するという駒ヶ根水力の計画では、この『寝覚ノ床』が干上ってしまうというので地元で反対運動が起こった。結局図3の

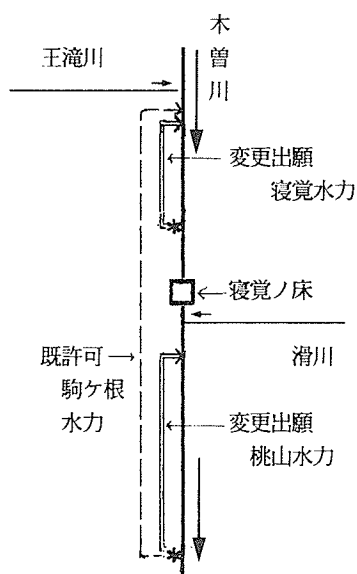


図3 変更になった桃山水力発電所の取水口（概念図）
（大正11年5月3日長野県土甲収第7384号
「木曾川（駒ヶ根水力河水仕様二関スル許可
変更ノ件認可」より作成）



写真2 寝覚ノ床

（出典：『日本の発電所』中部日本篇
日本動力協会、p. 350）

のように発電所を2つに分け（「寝覚」と「桃山」）『寝覚ノ床』付近では木曾川に水を返す形に変更するというで双方折り合った。¹¹⁾

なお林学者の本多静六は『本多静六体験85年』（大日本雄弁会講談社、1952年）の中で、問題が起こった後福沢桃介の懇請で現地へ赴き、現地調査と共に地元民の意見を聞き設計変更を行ったと述べている。¹²⁾

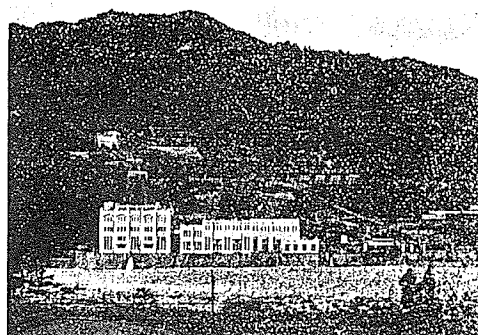


写真3 桃山発電所

（出典：『日本の発電所』中部日本篇
日本動力協会、p. 350）

本多静六は、1912（明治45）年木曾谷の風光調査のため、長野県から委嘱を受けて木曾川沿い田立の滝の調査をし、「田立の滝と賤母溪谷と妻籠城山を結ぶ遊覧コースの設定」を提唱した経緯もあり¹³⁾ 地元になじみがあった。また1913（大正2）年に京都の宇治川発電所でやはり景観上の問題が起こった時、大森鐘一知事の要請で変更設計を行うなど、各地で起こりつつあった水力開発と風景保存の問題に専門家として関心を寄せていた。¹⁴⁾

桃山発電所の設計変更に関しては、これ以上の資料が今のところ見いだせないため詳しくはわからないが、賤母、読書等の発電所に劣らぬ潇洒な姿を見せている（写真3）。

5. まとめ

以上のことから知り得たところをまとめてみる。

- 1) 明治末から大正初年を境として水力発電が主力になってくると、開発適地が風景美を誇る観光地と重なることなどから地元に反対運動がおこるケースも増えた。
- 2) 発電水利使用の許可（特許）に際しては、河川に関する既存の権益との調整が問題となる。特に、灌漑等の水利事業、舟筏の通航、流木・漁業に与える影響は補償問題とも絡んで難しい。この調整を進めるため、地方庁令（県令等）により地元市町村や水利組合等地元の意見を聴取する制度（地元諮問制度）を定めている場合がある。
- 3) 木曾川の水力発電地帯を抱える長野県には、発電水利使用規則があり、起業と治水等の公益事業との関係調書では上記のような既存権益のほか、名勝旧蹟への影響を調査し、影響のある場合は改善策を示すようになっていた。地元への諮問は明文としては見られないが、行政上の手続きとしては実施されていたであろうことが、地元の答申書の存在から推測される。
- 4) この時期に建設された木曾川の発電所や関連施設には、現在も其機能を果たしつつ景観的にもすぐれた施設が残されている。その多くが、建設当時は水利権問題と共に風景美への侵害も含めた厳しい反対運動に見舞われた。風致を害するとの理由で許可を得られなかった発電所計画もあるようだが、反対側の要望を容れて建設された例や公園の付設等開発側がかなり配慮したと見られる例もある。これらの計画（計画変更）についてなお詳細が不明なため、地元諮問制度の効果も含めて課題として残されたものは多い。

さらに今後の課題として以下の諸点あげられる。

- 1) 大正末から昭和戦前期にかけて、水力開発の進展と共に風景の保存と開発の問題が大きく取り上げられるようになった。¹⁵⁾ 一方では国立公園や史蹟名勝天然記念物の調査と指定の作業が進められているが、これの適地がしばしば水力発電の適地と重なるのである。

この時期には両者の調整をどのように考え、また実際にはどのように調整されたのか。

- 2) ここで取り上げた地元諮問制度や、ある種の環境影響評価のような配慮事項を戦前の関連法制度の中でどのように評価すべきか。また長野県以外はどうかであったのか、調べる必要がある。

（注）

- 1) 馬場俊介「復元された桃介橋－文化財を前提として修復を行った初の試み－」『土木学会誌』（社）土木学会，pp. 10~13，1993年3月参照。
- 2) 大同電力社史編纂事務所：『大同電力株式会社沿革史』，pp. 1~21，1941年1月。
- 3) 『賤母水電』，木曾電気興業株式会社，pp. 22~23，発行年月記載なし，電力中央研究所蔵。
- 4) 建設省河川研究会：『水利権』『河川全集』第1巻，港出版合作社，pp. 16~24，1956年7月。
- 5) 木曾川の水力開発と水利権問題については島崎広助（島崎藤村の兄）が、地元を代表して電力会社と渡り合った。詳細は『南木曾町誌』通史編，南木曾町誌編纂委員会，pp. 681~694，

- 1982年3月.
- 6) 「水利権」, pp. 24~26.
 - 7) 安田正麿:「水利権・河水統制権」『土木行政叢書』第2巻, 好文堂書店, pp. 145~147, 1940年5月.
 - 8) 長野県下の水力発電の萌芽については、『長野県政史』第2巻, pp. 152~156, および『長野県史』通史編第8巻近代2, pp. 195~200, 参照.
 - 9) 県令については『県報』各年(長野県歴史館蔵)による.
 - 10) 『南木曾町誌』資料編, p. 601.
 - 11) 駒ヶ根村長陳情書: 大正11年1月18日付「大同電力株式会社ト折衝ニ関スル儀ニ付陳情」西筑摩郡駒ヶ根村村長野仲儀正(長野県歴史館蔵).
および「木曾川筋駒ヶ根水力設計変更ノ件」土甲収第7834号大正11年5月3日付.
 - 12) pp. 251~253. なお地元の資料も探索したが、上松町が1950(昭和25)年の大火で町役場他多くの建物が焼けたため見つけ出すのは困難と思われる。
 - 13) 『南木曾町誌』通史編, p. 913
 - 14) 本多前掲, pp. 249~251. なお、本多は自然を保護しつつ国民生活のために利用も図るべきとの立場と考えら、より保護に重点を置く上原敬二と対照的に論じられている(例: 田中正大『日本の自然公園自然保護と風景保護』, 相模書房, 1981年10月)。
 - 15) 例えば、青柳有美:「土木工事と風致問題」『水利と土木』, 1928年10月, 第1巻第4号, pp. 2~8
木夏八十一:「黒部峡谷を曉る国立公園と水力電気」『同上』1930年12月, 第3巻第12号, pp. 84~87
安田正麿:「自然美と水力発電事業」『同上』, 1932年11月, 第7巻第11号, pp. 35~44など.